

平成二十年五月十六日受領
答弁第三五九号

内閣衆質一六九第三五九号

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十年五月八日現在、キルギス共和国議会より御指摘の「議事録」の提供を受けるには至っていないが、その理由は明らかではない。

三及び四について

御指摘の「議事録」については、在キルギス日本国大使館よりキルギス側に対して引き続き提供を要請しているところであり、例えば、平成二十年四月三十日に同様の要請を行っている。

五及び六について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二四号）十五から二十までについてでお答えした理由により、お答えすることは困難である。

七から十までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一〇号）一及び二について等

でお答えしたとおり、日本政府として、御指摘の「身代金」を支払ったという事実はない。